

汚泥発酵肥料「すくすく君」の無料配布について

小山広域保健衛生組合小山広域クリーンセンター(し尿処理施設)は、し尿処理施設でし尿を処理する過程で発生した汚泥を脱水し、生ごみと混ぜ合わせ、発酵させた汚泥発酵肥料を家庭菜園用として市町民(小山市・下野市・野木町・上三川町)の皆様を活用してもらうことを目的として、汚泥発酵肥料「すくすく君」の無料配布を平成25年11月1日(金)より平成26年3月31日(月)までの期間に限り実施いたします。(※予約の受付は平成25年11月1日(金)～開始)

◎「すくすく君」の配布

配布日	毎週月曜日(祝日の場合は翌日とします。)
配布時間	午前10時～午後4時
配布方法	市町民提供分(家庭菜園用) ・事前予約が必要です。 ・月初めに500袋(15kg/1袋)の肥料を用意し、その月の配布は終了となりますので、ご了承ください。 ・お一人につき5袋を原則とし、毎月先着順(電話予約)とします。
予約受付	アクアパックスおやま(株) 住所:小山市大字塩沢604番地内 電話:0285(37)7691(受付時間:午前9時～午後5時) FAX:0285(37)7692
配布場所	小山広域クリーンセンター 駐車場 住所:小山市大字塩沢604番地

◎放射性セシウム濃度

「すくすく君」は、国が定める放射性セシウムを含む肥料の暫定許容値である400Bq/kg以下の製品であり、市場に流通可能な肥料です。

▶問い合わせ先=住民生活課 生活環境係 ☎569131

薬物乱用 ダメ、ゼツタイ!



覚せい剤

覚せい剤の別名は『S』『スピード』『アイス』『ヤセ薬』など。
覚せい剤を使うと、無いものがあるように見える「幻覚」が出ること!それが原因で、刃物で自分を傷つけたり、殺人事件を起こす人もあるんだ。



違法ドラッグ

違法ドラッグは『合法ハーブ』『お香』などと言って売られているんだ。
麻薬とかそれに似たものが入っていたりしてとても危険。一回の使用でも死亡することもあるんだ!



大麻

大麻は『マリファナ』『クサ』『チヨコ』などとも呼ばれているんだ。最近、問題になっている薬物で、何もやる気がなくなったり、記憶力が弱くなってしまふのよ。

一人で悩まず、
まず相談!!



相談窓口

栃木県南健康福祉センター 0285-22-6119
栃木県保健福祉部薬務課 028-623-3779

消費生活センターにご相談ください

多重債務者相談強化キャンペーン2013について

深刻化する多重債務問題の解決のため、栃木県は、11月を多重債務者対策強化月間と位置付け、無料相談会をはじめとした「多重債務者相談強化キャンペーン」を実施します。

多重債務の問題は、誰にでも起こりうる問題です。たとえば、医療費が払えない、今月の家賃が払えない、生活費が足りないといった、日常のちょっとしたことがきっかけとなり多重債務となってしまうのです。返済しきれない借金(多重債務)を抱えている方々の多くは、次のような状況におかれています。

- ① 多重債務者は借金返済のために借金をくりかえし、状況を悪化させています。
- ② 日々の取り立てに追われ、冷静な判断ができなくなり、苦しい状況に陥ります。
- ③ 誰に相談して良いかわからず、苦しんでいます。
- ④ 借金を返済しようとヤミ金に手をだしてしまっている人がいます。

⑤ 追い詰められた結果、自殺してしまう人もいます。

このため、多重債務の問題は早期に解決しなければいけません。

借金問題、多重債務問題は必ず解決できます。

くわしくは、上三川町消費生活センターにお問い合わせください。

▼相談日時

月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～正午、午後1時～4時

▼相談場所

上三川町消費生活センター
(産業振興課内)

▼相談専用電話番号

上三川町消費生活センター
☎(56) 91153



消費豆知識⑥

○裁判開始通告の架空請求

「民事訴訟裁判通達書」「紛争問題に関する確認依頼」等と書かれたはがきが届き、連絡がない場合には、原告側の主張が全面的に受理され、給料や財産の差し押さえを強制執行するとある。まったく身に覚えがないのだが、どうしたらよいか。という相談が寄せられます。これは、不特定多数の人にはがきや封書を送り付け、受け取った側の不安をあおり、お金を騙し取るうとする手口です。

「日本司法〇〇協会」「全国紛争〇〇センター」などと、実際には存在しない公的な機関を装っているケースが多く見受けられます。

裁判所からの本物の通知には「特別送達」と書かれており、はがきや普通郵便で送られてくることはありません。また、郵便職員が宛名の人に手渡すことが原則となっています。

はがきにある電話番号に連絡すると、そこに連った連絡先を教えられ、「裁判を取り下げるための費用を振り込むように」などと、多額の費用を請求されることとなります。

このようなはがきや封書が届いた場合には、絶対に相手に連絡せず、無視することが大切です。

秋の全国火災予防運動

平成25年度全国統一防火標語

「火の用心 心で鳴らす 警報器」

11月9日(土)から15日(金)までは全国火災予防運動期間です。これからの季節は空気が乾燥し、火災が発生しやすいくなります。火災が起きないように、火の取り扱いには、充分注意しましょう。

◎住宅防火 いのちを守る

7つのポイント

3つの習慣

- (1) 寝たばこは、絶対やめる。
- (2) ストープは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- (3) ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- (1) 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- (2) 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために防炎品を使用する。
- (3) 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- (4) お年寄りや身体の不自由な方を守るために、隣近所の協力的体制をつくる。

▼問い合わせ先

総務課 交通防災係
☎(56) 91153

「インフルエンザ予防対策」熱が出るなど、具合が悪い時は、早めに医療機関を受診しましょう。